

## 集会所等の施設及び土地の固定資産税・都市計画税の減免制度のお知らせ

町内会・自治会で使用する集会所等の施設及び土地については、地方税法及び町田市市税条例に基づき、申請により固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

### 1 減免申請について

下記に該当する物件がある町内会・自治会は、「固定資産税・都市計画税減免申請書<sup>\*</sup>」と必要書類を添付して、資産税課に提出してください。

また、既に減免されている施設及び土地については、状況が変わらなければ改めて減免申請する必要はありません。

※所有権が移転した際は、申請が必要な場合があります。

※減免申請書は、町田市役所資産税課でお渡ししています。添付書類等については資産税課までお問い合わせください。

#### <減免対象となる施設及び土地>

- ・市に登録された町内会・自治会が所有するもの、又は無償で借り受けていて、直接その本来の用務(集会所、防災器具置場等)に使用するほか、公益事業のために無償で貸与し、地域社会に奉仕している施設とその敷地
- ・市に登録された町内会・自治会が所有する遊び場、公園等で、容易に所有権移転や形状の変更ができない土地

#### <減免対象外の部分>

- ・管理人の居室
- ・一般の住宅等と同様の使用状態にある施設とその敷地
- ・区分所有建物の専有部分を集会所等として利用している場合の土地

### 2 減免対象となる期間について

減免の対象となるものは申請のあった日以降の未到来納期の税額分です。

全期分の減免となるためには、第一期納期限（2024年度は5月31日（金））までに申請する必要があります。

#### 【 問 合 せ 先 】

〒194-8520

町田市 森野2丁目2番22号

町田市役所 財務部 資産税課

家屋・償却資産係 042-724-2118（直通）

土地係 042-724-2116（直通）